

憲法

設問 1

1. 臨時措置法は、特定懸念人物の国内所在資産に関する具体的「財産権」を侵害するものとして、憲法 29 条 1 項に反し違憲とならないか。
2. 憲法 29 条 1 項は、私有財産制のみならず、個人が現に有する具体的「財産権」も保障している。

特定懸念人物の銀行預金や土地・建物などの国内所在資産は、所有権（民法 206 条）により具体化された具体的な「財産権」として、憲法 29 条 1 項により保障される。

3. 臨時措置法のうち、特定懸念人物の国内所在資産を収用する部分が適用されると、特定懸念人物は、経済的価値のある財を補償なく収用され、場合によっては換価されることで、自己の管理処分権を失うから、臨時措置法は、特定懸念人物の上記「財産権」を事後的に制約するものである。
4. 財産権規制の「公共の福祉」（29 条 2 項）適合性は、規制の目的・必要性、規制の内容、規制される財産権の種類・性質、制限の程度などを比較衡量して判断する。

規制の目的は、A 国に経済制裁を課して軍事政権の弱体化を図り、民主制への復帰を促すという国際社会の流れに歩調を合わせ、反対派として投獄や拷問を受けた被害者を救済することであり、これは公共の福祉に適合する重要な目的である。

また、特定懸念人物は、B 将軍が弾圧等により得た財産的利益を享受している可能性もあり、その者の国内所在資産を収用することは、被害者救済を図るために有効であるし、日本として国際社会の流れに歩調を合わせることは、これからの国際交流において不利に扱われないためにも必要性は高い。

確かに、規制される財産権は銀行預金や土地・建物、動産など経済的価値のあるもの全てであり、補償なく収用する点で強度な制限である。

しかし、上記のように特定懸念人物が得た国内所在資産は B 将軍から得た不当な利益から発生したものである可能性が高く、これを補償なく収用することが、上記目的や必要性との関係で、手段の必要性・合理性に欠けることが明らかであるとはいえない。

5. したがって、臨時措置法は、特定懸念人物の具体的「財産権」を侵害するものとはいえず合憲である。
6. また、臨時措置法が事前の聴聞等の手続きを定めていなかった点についても、事前に聴聞の機会を与えることで特定懸念人物が国内所在資産を隠匿するなどにより法の趣旨に背くこととなりうるから、それを定めていなくても憲法 31 条に反しない。

設問 2

1. 臨時措置法は、B 将軍を主班とする軍事政権による拷問等の被害者を救済するという「公共のために」特定懸念人物の国内所在資産を「用ひる」ものである（29 条 3 項）。
2. 補償が必要な場合とは、財産権に対して特別の犠牲を課す場合をいい、侵害行為が財産権に内在する社会的制約として受忍すべき限度を超えて、財産権の本質的内容を侵すほど強度なものである場合に、特別の犠牲が認められる。

臨時措置法による侵害行為は、D 社の主要な取引先かつ 3 分の 1 株主であった F 社の D 社株式や売上金を収用し、D 社との取引を不可能にするものであり、D 社にとって F 社の

レアアースがなければ事業の継続が困難になるものである。そうすると、CにとってD社の主要な取引先であるF社を廃業させてD社の企業価値を失わせられることは、D社という財産権に内在する社会的制約として受忍すべき限度を大きく超え、D社の本質的内容であるF社との取引を終わらせるほど強度な侵害であり、特別の犠牲が認められ、補償が必要となる。

3. 臨時措置法には収用の際に補償する旨の規定がないから、損失補償をする余地はないのではないかと問題となるが、判例は、財産権規制の根拠法令に損失補償をする規定がなくても、それが一切の損失補償を否定する趣旨ではないとして、直接憲法29条3項を根拠に損失補償を請求する余地を認めている。

4. したがって、Cは直接憲法29条3項を根拠として、市場価格に基づき合理的に算出された額の補償を請求できる。 以上

(コメント)

設問1

ここでは、財産権制限がどのように許容されるか問われています。

出題趣旨には、普通に答えるだけでなく常識的な部分として「一族郎党」という観点を指摘しろと言われていますが、少なくとも答案作成者はそんな言葉を聞いたことがないので、参考答案にも反映しませんでした。

事前の聴聞手続については、本番で書くことができなかった部分であったので、ここでは現実的に書ける範囲で追記しました。

設問2

ここでは、損失補償について問われています。

出題趣旨によると、「公共のために」「用ひる」ことについてしっかり検討しないといけなそうです。

民法

設問1

1. ①の請求

(1) CのAに対する①の請求は、甲の修繕に関する債務不履行に基づく損害賠償請求(415条1項)としての50万円の請求である。

(2) では、この請求は認められるか。

ア. まず、2023年3月1日にAはCとの間で甲の賃貸約契約を締結し、それに基づき直ちに甲をCに引き渡しているから、賃貸借契約(601条)は有効に成立している。そうすると、Aは、賃貸人としての地位に基づく「債務」として、甲の修繕義務(606条1項)を負う。

しかし、Aは同年9月はじめに甲の屋根内部で毀損箇所が生じた際に、それを把握していたのに放置しているから、上記「債務」の「履行をし」ていない。

イ. 次に、同年9月20日の台風により、甲の屋根の毀損が拡大し、甲で雨漏りが生じ、Cの美術作品乙が毀損することで50万円の価値を喪失しているから、Cには50万円の「損害」が生じている。

ウ. では、Aの債務不履行「によって」Cに50万円の損害が生じているといえるか。

まず、修繕義務は目的物に対する義務であるから、甲内で保管されている乙が毀損することは、通常損害の範囲外である(416条1項)。次に、「特別の事情」(同2項)は債務者が債務不履行時に予見可能であった事情が考慮されるどころ、本賃貸借契約では甲がアトリエとして使用される旨の合意があったのであるから、Aは修繕義務の不履行時に、甲内に保管されている美術品が雨等により毀損することを予見できたはずである。そうすると、Aの債務不履行に「よって」Cは50万円の損害を負ったといえる。

エ. また、Aは金策に走るあまり甲の管理を行わず、その結果損害が生じているのであるから、上記債務不履行について「債務者」A「の責めに帰することができない事由」(同条項但書)はないといえる。

(3) したがって、①の請求は認められる。

2. ②の請求

(1) CのAに対する②の請求は、必要費償還請求(608条1項)としての30万円の請求である。

(2) では、この請求は認められるか。

ア. まず、上記1・(2)・アより、Aは甲の修繕義務を負っていた。

イ. 次に、2023年9月21日の時点で甲の屋根は大きく毀損していたから、甲の「修繕が必要である場合」(607条の2柱書)にあたり、「賃借人」Cが「賃貸人」Aに甲の屋根の修繕を求めることで「修繕が必要である旨を通知し」ている「にもかかわらず、賃貸人」Aは理由を示すことなく、Cの要請に応じられないとしているから、「相当の期間内に必要な修繕をし」ていない。

ウ. そして、Cは9月22日にDとの間で本件契約1を締結し、30万円を支払っているところ、これは、賃貸目的物である甲を約定通りに使用するために必要な費用として

「必要費」(608条1項)に当たるから、「賃借人」Cは、30万円の「必要費を支出」している。したがって、CはAに「その償還を請求」できる。

(3) よって、②の請求も認められる。

設問2

1. EのCに対する請求は、甲の所有権(206条)に基づく返還請求権としての甲の明渡請求である。この請求が認められるためには、⑦請求者が目的物を所有していること⑧相手が目的物を占有していることが必要である。

Eは2023年10月3日に競売手続きにおいて買受人として甲を買い受けているから、甲を所有しているといえる(⑦)。また、Cが甲を占有していることは明らかである(⑧)。

したがって、Eの請求が認められそうである。

2. ここで、Cは反論として、②の主張をしているところ、これは留置権の抗弁(295条1項)の主張である。

(1) Cは甲の「占有者」であり、上記のように、甲はEが所有しているから「他人の物」である。

(2) そして、上記設問1の2より、Cは甲に関する30万円の必要費償還請求権を有する。

(3) では、それが「その物に関して生じた」といえるか。

ア. 被担保債権の債権者と、物の所有者が異なる場合、物の留置によって債務の弁済を心理的に強制するという留置的効力が機能しないから、「その物に関して生じた」とはいえない。

イ. 必要費償還請求権の債務者は、買い受けにより賃貸人たる地位の移転(605条の2第1項)を受けたEであり、甲の所有者もEであるから、Cが有するB債務に関する必要費償還請求権は、「その物に関して生じた」債権であるといえる。

(4) したがって、Cによる留置権の抗弁が認められる。

3. 以上より、Cの反論が認められるからEの請求は認められない。

以上

(コメント)

設問1

請求①では賃貸借契約の修繕義務違反による損害賠償請求について問われました。

これはコツコツと条文に沿って要件を検討していただくのですが、私は本番で因果関係について落としてしまったので、そこを付け足しました。ただ、時間的に余裕はないので、最低限の記述にとどめました。

請求②では、必要費に該当するか否かが問われていました。これはほとんど条文なのですが、必要費とはなんなのかという定義の部分も書けると印象がよいかと思います。

設問2

①については周りの友人に聞いても本番で書けている人はほとんど観測できなかったもので、現実的に書くのは不可能と判断し、ここでも白紙にしました。書くのであれば、物権と債権の関係を意識しながら簡潔に書く程度でもそこそこ点数が入るかと思います。

②について、出題趣旨では損害賠償請求権とB債務の両方との関係で書けとされていますが、

時間的に不可能なので、そこは誤魔化しながら書くので足りるかと思います。

ただ、牽連性の部分が重要だとわかっているよというアピールは必要なので、そこは論点化して記述しました。

問題全体

本番は設問1で因果関係のところを落としてBだったことからすれば、本答案はギリギリA評価になるくらいではないかと考えます。

ただ、民法は稼ぐところというよりも守るところだと戦略立てていたので、みんなが書ける部分を絶対落とさないように（ここでいうと条文に絡めて記述するところや設問2の留置権など）という意識で学習すると良いと思います。

刑法

1. 甲と乙が、A が確実に留守をしているとされた時間に A 宅に侵入した行為に、住居侵入罪の共同正犯（130 条、60 条）が成立する。
2. 甲と乙が上記時間に帰宅した A の身体を捕まえながら顔面を殴りつけた行為に傷害致死罪の共同正犯（205 条、60 条）が成立するか。
 - (1) まず、「傷害し」とは、暴行等により人の生理機能を障害したことをいう。乙が A の身体を捕まえ、甲がその顔面を手拳で数回殴りつけるという暴行により A を昏睡させているから、甲らは A の「身体を傷害し」といえる。
 - (2) そして、A は上記暴行により生じた脳出血が致命傷となって死亡しているから、甲らの暴行に「よって」A は死亡している。
 - (3) そして、同罪は二重の意味での結果的加重犯であるから、暴行の故意があれば故意（38 条 1 項）が認められる。甲らには少なくとも暴行の故意があるから、同罪の故意も認められる。よって、同罪が成立する。
3. 甲と乙が再度 A 宅に侵入した行為に住居侵入罪が成立しそうだが、A はその時点で死亡していたから、管理者の意思に反する立ち入りがなく、成立しない。
4. 甲と乙が倒れた A の腹部を果物ナイフで刺し、現金 500 万円を奪った行為に強盗殺人未遂罪（243 条、240 条、236 条 1 項）が成立するか。
 - (1) 共同正犯は①共謀②基づく実行行為を要件として認められる。
 - (2) 甲と乙は、A を殺したうえで書斎を探して現金を奪うことを決意している（①）。では、甲らには共謀に基づく実行行為があるか。A がすでに死亡していたことから強盗罪の実行行為を行なっているかどうかの点で問題となる。
 - ア. 死者の占有は原則として認められないが、致死行為を利用して財物を奪取した者との関係では、被害者の生前の占有の要保護性が認められ、占有が認められる。
 - イ. 甲と乙は、上記 2 の行為で A を死亡させた者であり、その状態を利用して 500 万円を書斎から持ち去っているから、甲や乙との関係では、A の生前の占有を保護すべきであり、占有が認められる。
 - (3) ア. 不能犯は、行為時に一般人が認識し得た事情や行為者が認識していた事情を基礎に、一般人の危険感にしたがってその成立を判断する。
 - イ. 一般人は殴っただけで相手が死ぬと予見できないし、甲も予見していなかったため、一般人としてはナイフで腹部を刺せば反抗抑圧できるとして強盗罪の実行に着手したといえる。したがって、基づく実行行為（②）が認められ、故意に欠けることもないから同罪が成立する。
5. 乙が A の腹部を果物ナイフで何度も刺した行為に死体損壊罪（190 条）が成立するか問題となるが、A は殺人未遂罪の故意しかなく、両者には構成要件や法益の重なりもないから、抽象的事実の錯誤を理由として故意が阻却され、同罪は成立しない。以上

(コメント)

はじめに、この問題を30行以内に収めるのは不可能なので、論点や検討事項を網羅しようとしなくて大丈夫です。

傷害致死の共同正犯については特に言及すべきことがないので、出題趣旨を見て復習していただくとよいと思います。

強盗殺人未遂について、本番では共謀共同正犯として論じていましたが、出題趣旨にはそのような雰囲気なかったので、普通の共同正犯としたうえで不能犯に関する議論を追加してみました。

ですが、どちらにしろ紙面が足りなすぎるので、一応言及しましたというアピールだけ採点官にするのがいいと思います。

刑法は司法試験でも当てはめが超重要な科目なのに、この分量の問題で30行しか書かせないという入試スタイルで、司法試験との関係で何の力が測れるのか謎です。ただ、これを解かないと合格はできないので、受験生の方は刑法以外を得点源にしながら、刑法は小さすぎる字でできるだけたくさん書くという意識でいいかなと思います。

このスタイルの問題に対応するような対策をすると、普通の刑法の問題が解けなくなるので、2022と2023のような問題だけ一応対応できるように準備しておけば足ります。

商法

設問（１）

1. 甲会社が本件決議で B に議決権行使をさせたことは、会社法（以下略）105 条 1 項 3 号違反として違法となるか。B と D のいずれが「株主」に当たるかという関係で、BD 間の譲渡の効力と名義書換えの不当拒絶が問題となる。
2. D は B との間で株券の交付を受けて（128 条 1 項）甲会社株式を取得しているところ、D が甲会社に対して自己が株主であるに対抗するためには、名義書換えがなされている必要がある（130 条 2 項、1 項）。D は 2 月 1 日に株券を提示して名義書換請求（133 条 1 項、2 項）をしているが、甲会社は過失により放置しているから、甲会社は D との関係で名義書換えがないことを対抗できないのではないか。
 - （１）名義書換制度の趣旨は、会社の事務処理便宜にあるところ、名義書換請求を過失等により放置した会社はその便宜を受けることは信義則に反する。そこで、そのような場合には株式譲受人は名義書換えなしで会社に株主であることを対抗できる。
 - （２）D の名義書換請求に対して、甲会社は過失により放置しているから、甲会社は信義則上 D に対して名義書換えがないことを対抗できない。
3. したがって、D は甲会社との関係でも「株主」にあたり、B は「株主」でないから、B に議決権行使させたことは、105 条 1 項 3 号違反として違法となる。

設問（２）①

1. 本件贈与は、「株式会社」である甲会社が E という「何人に対して」行った「財産上の利益の供与」として利益供与（120 条 1 項）にあたり、E と Y1 は甲会社に 500 万円を返還する責任（同 4 項等）を負うか。
2. ここで、本件贈与は「株主の権利の行使に関し」て行われたものであるといえるか。
 - （１）確かに、株式譲渡は株主たる地位の移転であり、それ自体は「株主の権利の行使」とは関係がない。しかし、それが株主の議決権行使を回避する目的で行われていた場合には、株主の権利行使をやめさせる究極的手段であるから、「株主の権利の行使に関」するものであるといえる。
 - （２）本件贈与は、A が株主総会で Y1 に批判的な言動を繰り返すようになったことや A が反社会的勢力の構成員であることから、A による株主総会における議決権行使を回避するためになされたものであるため、「株主の権利の行使に関し」て行われたものであるといえる。
3. したがって、「利益の供与を受けた」E と、「利益を供与することに関与した取締役」として会社法施行規則 21 条 2 号ロという「法務省令で定める者」である Y1 は、甲会社に対して贈与額 500 万円を返還する義務を負う。

設問（２）②

C は、「株主」として甲会社に E らへの責任追及（423 条 1 項）の提訴請求をし、60 日以内に提訴されなければ自ら提起する株主代表訴訟（847 条）を請求できる。 以上

(コメント)

設問(1)

ここでは、株式譲渡の有効性と名義書換えの不当拒絶について問われています。再現答案からほとんど変更がありませんが、現場で書ける最大限の答案が書けたことが理由です(実際にA評価でした)。

あえてもっと加点を狙うとすれば、何株の株券交付を受けたのかに言及することや、105条1項3号の文言に言及することが考えられますが、そこまで考えてしまうと民訴や刑訴に使う時間がなくなるので、みんなが書けなそうなところを書ければAになると考えて良いと思います。

ここでいえば、株券発行会社の場合の譲渡の効力要件が128条にあることや、過失による不当拒絶であることに言及できていればAになるのではないかと思います。

設問(2)

①では利益供与が問われており、ここも再現答案から変更はほとんどありません。一応、どういう理由でAの議決権行使を回避するとしたのか書きましたが、そこは本問の本質ではないので不要です。

施行規則21条にも言及できたのが点数が伸びた要因だと思いますが、正直これは覚えていないと無理なので、ロー入試段階では120条に言及できるようになっていることと、株式譲渡との関係で利益供与にあたるのかという論点を覚えていれば良いかなと思います。

民事訴訟法

設問 1

1. X の Y に対する甲建物所有権確認を求める訴えが適法であるためには、この訴えに確認の利益が認められる必要がある。
2. 確認の利益は①確認対象の適切性②即時確定の利益③方法選択の適切性から判断する。
 - (1) ①は現在の法律関係についてのみ認められるのが原則である。甲建物について、XY 間で所有権の所在に関する争いが生じており、解決されていなかったのであるから、現在の XY の甲建物所有権という法律関係が確認対象であり、①を満たす。
 - (2) ②は原告の権利・利益に現実的な危険・不安が生じている場合に認められる。X からすると、自己が所有権を有すると考えている甲建物について Y に登記及び占有をされているのであるから、X の甲建物所有権という権利に現実的な危険・不安があるとして、②が認められる。
 - (3) ③は紛争の一回的解決につながるか否かで判断される。もし X の確認の訴えが認められても、確認の訴えには執行力はなく、甲建物の所有権が X に帰属するということが既判力（114 条 1 項）により確定されるだけである。そうすると、X が甲建物に関する Y 名義登記や占有を X に移すためには、確認の訴えとは別に、所有権に基づく返還請求としての甲建物明渡請求などをする必要があるから、紛争の一回的解決にはつながらない。したがって、③を満たさず、確認の利益は認められない。
3. よって、Y の主張通り、X の確認の訴えは不適法である。

設問 2

1. まず、XY 間で所有権の存否について争いがあったのであるから、「裁判が訴訟の進行中に争いとなっている法律関係の成立...に係る」（145 条）として、X は中間確認の訴えを適法に提起することができる。
2. 次に、裁判所には、その裁量により弁論を分離する権限（152 条 1 項）があるから、中間確認の訴えが提起されても、口頭弁論を分離できるのが原則である。
3. (1) しかし、同時に係属している 2 つの請求の主要な争点が共通する場合、両請求の関連性が強いことから、判決矛盾を避けるために裁判所の弁論分離権限が制限されるとすべきである。
 - (2) XY 間の紛争は、XY 間で甲建物の所有権の所在について争いが生じたことから発生しているため、X の Y に対する本件訴えと中間確認の訴えは、いずれも X の甲建物所有権の存否が主要な争点となる。そこで、両者で矛盾した判決がなされることを防ぐために、裁判所の弁論分離権限は制限されるべきである。
4. 以上より、裁判所が本件訴えにより定立された請求と中間確認の訴えにより定立された請求について口頭弁論を分離することは許されない。以上

(コメント)

設問1

ここでは確認の利益について問われました。本答案のように当てはめの考慮要素まで意識している答案はあまりないと思うので、参考にしていただくと良いかと思います。

また、出題趣旨でも丁寧に解説がなされているので、参考になります。

設問2

これは現場思考問題です。

裁判所には口頭弁論の分離権限があります(152条)が、同一の手続で審判しないと判決矛盾などの観点から妥当でない場合にはそれが制限されます。その典型例が本訴請求と反訴請求の訴訟物が同一の場合ですが、この考えを応用すれば本問のような中間確認の訴えのところで分離権限が制限されると導けます。

問題全体

設問1も2も、再現答案から変更していませんが、これは現場で書ける完璧な答案が書けたという手応えがあり、変更すべき点が見当たらなかったからです。

刑事訴訟法

設問（１）

1. 検察官は公判前整理手続で訴因変更請求（312条1項）をしているところ、このような訴因変更は許されるか。
2. 「公訴事実の同一性」は訴因変更の限界を画する機能概念であるから、新旧両訴因の基本的事実関係の同一性を意味する。その判断では、基本的には共通性基準を用いて、補完的に非両立性基準を用いる。

確かに、旧訴因と新訴因を比較すると、行為者が特定されているか否かという違いはある。しかし、両手首に粘着テープを巻き付け、包丁を差し向けて『殺すぞ』と言いながら手拳で顔面を殴打するという行為態様は同一であり、共通性が認めることができる。また、同じ時間に同じ場所で異なる行為者が同じ行為をすることは考えられないから、非両立性も認めることができる。そうすると、新旧両訴因の基本的事実関係は同一であるといえ、「公訴事実の同一性」が認められる。
3. したがって、訴因変更は可能である。

設問（２）

1. 訴因制度のもとでは審判対象が訴因に限られるから、裁判所が訴因と実質的に異なる認定をして有罪判決を下すには、訴因変更手続（312条1項）を要する。
2. 訴因は具体的な「罪となるべき事実」の記載である。そして、訴因の審判対象画定機能との関係で①審判対象の画定に不可欠な事実に変動があれば訴因変更を要する。また、訴因の防御権告知機能との関係で②一般的に被告人の防御にとって重要な事実について、検察官が訴因で明示した場合にこれと異なる認定をするときにも原則として訴因変更を要する。もっとも、被告人に不意打ちとならず、かつ認定事実が訴因事実と比べ被告人に不利益でないのであれば例外的に訴因変更を要しない。

まず、訴因では粘着テープを巻き付けたのが甲で、包丁を差し向けたのが乙とされていたが、認定ではそれが逆になっているところ、審判対象は甲と乙がその場所および時間にVに対して共同して行為をしたかどうかであり、行為者は審判対象の画定に不可欠ではない(①)。次に、包丁を差し向けて「殺すぞ」と言いながら顔面を殴るという行為をした者は一般的に量刑面で不利になるから、甲がいずれの行為をしたのかは、一般的に防御にとって重要な事実である(②前段)。そして、甲が暴行をした余地は訴訟において上程されておらず、突然暴行をしたと認定するのは甲に不意打ちとなるし、甲に不利である(②後段)。

3. したがって、裁判所が訴因変更なしで二重下線部のような認定をすると争点逸脱認定として求釈明義務（規則208条1項）違反となるから、その認定をするためには、訴因変更手続を要する。以上

（コメント）

出題趣旨が3行という受験生を舐め腐った分量となっているので、なんとかこちらで補足できたらと思います。

まず、主に出題趣旨にも書かれている最決平13.4.11（新しい百選の46番）のように訴因

変更の要否が問題となります。問題文では(2)で訴因変更請求が必要かとされているので、(1)は違うのかと悩み、本番では訴因の特定と訴因変更の可否を論じました。出題趣旨では訴因変更の要否に関する判例のみ取り上げられているので、両方要否なのかもしれないですが、訴因変更の要否は裁判所の認定段階で問題となることですし、実際にここでは訴因変更請求をしているので要否は問題とならないと思います。それでいうと可否が問題になるのかと思いますが、それも含めて説明しない点で、この作問者(出題趣旨作成者?)はナメてます。

以下では(1)が可否、(2)が要否の問題として扱います。

公訴事実から公判前整理手続でなされた訴因変更請求の内容への変更点として、テープ巻き付けを甲が、包丁差し向けを乙がしたことになっているという点があります。

ここで、行為態様が(下線部以外の部分も)変わっていないので、共通性基準を用いて基本的事実関係の同一性を認めることができます。非両立も言及していますが、合格答案としては言及できなくても全然問題ありません。

次に、(2)では、要否を検討していきます。ここでは、行為者が公判前整理手続において変更されたものと逆になっています。これは法律を離れて常識で考えても、さっきまで包丁差し向けはしていないと言われていたからテープ巻き付けについて防御していたのに、急に包丁差し向けをしたと言われても困る、ということになるでしょうから、それを法律論に引き直せば本答案のようになります。

難易度は例年通りくらいな気がしますが、出題趣旨は過去最悪です。